



津波発生時における緊急避難施設としての  
使用に関する協定書

平成26年5月7日

鈴 鹿 市

アサヒグローバル株式会社

## 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関し、鈴鹿市（以下「甲」という。）とアサヒグローバル株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、鈴鹿市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として、乙が鈴鹿市内で管理する施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波避難ビルとする。

### （津波避難ビルの使用）

第3条 乙は、別表第1に掲げる施設（以下「当該施設」という。）を、建物所有者の承諾を得たうえで、津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

### （変更の報告）

第4条 乙は、当該施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は、何らかの事情により津波避難ビルとしての使用が不可能となるときには、甲に報告するものとする。

### （使用期間）

第5条 当該施設の使用期間は、津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

### （費用負担）

第6条 当該施設の使用料は無料とする。

### （施設・備品の破損時等の対応）

第7条 当該施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りでない。

（避  
第8条  
措置

（協  
第9条  
波退

（居  
第10  
て居

（有  
第11

2 前  
この協

（協  
第12  
都府

上言

平戸

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、当該施設に地域住民が避難した際に発生した事故、及び当該施設の解錠措置が不可能であった際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(協力)

第9条 乙は、津波避難ビルの指定条件に適合する施設を新たに管理する場合には、津波避難ビルの指定に向けて協力するものとする。

(周知)

第10条 甲は、当該施設をハザードマップや市のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月7日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

末松則子



乙 三重県四日市市ときわ一丁目2番18号  
アサヒグローバル株式会社  
代表取締役社長

久保川謙道



(別表第1)

1.

施設名称	グランツ
所在地	三重県鈴鹿市長太栄町4丁目17-14
所有者	下向 郁夫
構造等	鉄筋コンクリート造 3階建て
建築年月	平成26年5月
使用場所	屋上
収容人数	約150人

